

## 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告書の統計表の数値は、原則として国立、公立及び私立の学校の合計を計上している。公立の学校のみの数値等については、その都度、注記している。
- 2 学校等の数値には、在籍者のいない休校中の学校を含む。
- 3 全国の数値は、「文部科学省確報」による。ただし、文部科学省から訂正数値の公表があったときは、文部科学省の訂正数値を確定値とする。
- 4 統計表の中の記号は、次のように使う。
  - 「－」 計数がない場合
  - 「0.0」 計数が単位未満の場合
  - 「…」 不詳の場合
  - 「△」 負数の場合
  - 「／」 調査対象とならなかった場合
- 5 比率算出については表示単位未満を四捨五入した。このため、各構成比率の合計が 100% にならない場合がある。
- 6 用語の意味
  - (1) 幼保連携型認定こども園  
満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う施設として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律より、平成 27 年度から設けられたもの。
  - (2) 義務教育学校  
小中一貫教育を行う新たな学校の種類として、学校教育法等の改正により平成 28 年度から設けられたもの。
  - (3) 単式学級  
同学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (4) 複式学級  
2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級
  - (5) 特別支援学級  
学校教育法第 81 条第 2 項に該当する児童・生徒で編制されている学級
  - (6) 帰国児童（帰国生徒）  
海外勤務者等の子で、引き続き 1 年を超える期間海外に在留し、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に帰国した児童・生徒
  - (7) 幼稚園就園率  
$$\text{幼稚園修了者数} \div (\text{小学校第 1 学年児童数} + \text{義務教育学校第 1 学年児童数}) \times 100$$
  - (8) 幼保連携型認定こども園就園率  
$$\text{幼保連携型認定こども園修了者数} \div (\text{小学校第 1 学年児童数} + \text{義務教育学校第 1 学年児童数}) \times 100$$

(9) 高等学校等進学者

中学校卒業者のうち高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者

(10) 高等学校卒業生

令和2年3月の高等学校本科（専攻科、通信制課程を除く。）の卒業生  
（年度途中（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に卒業を認められた者も含む。）

(11) 大学等進学者

高等学校卒業者のうち大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び別科、高等学校・特別支援学校の専攻科へ進学した者

(12) 高等学校等進学率

高等学校等進学者 ÷ 中学校卒業生総数 × 100

進学者には、進学しかつ就職した者を含む。

(13) 大学等進学率

大学等進学者 ÷ 高等学校卒業生総数 × 100

進学者には、進学しかつ就職した者を含む。

(14) 就職者等

次に該当する者（就職しかつ進学した者を除く。）をいう。

- ・ 自営業主等 個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者
- ・ 無期雇用労働者 雇用契約期間の定めのない者として就職した者
- ・ 有期雇用労働者 雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者
- ・ 臨時労働者 雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者

(15) 就職率

就職者総数 ÷ 中学校（又は高等学校）卒業生総数 × 100

就職者総数は、「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上、かつフルタイム勤務相当の者」及び「進学し、又は専修学校、各種学校等に入学し、かつ就職した者」それぞれの人数の合計をいう。